

平成 24(2012)年 6 月 26 日

石 巻 市

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

石巻市でURによる災害公営住宅建設事業が始動

～石巻市が大街道西二丁目地区でUR都市機構に建設を要請～

1 概 要

本日、宮城県及び石巻市からURに対し、石巻市大街道西二丁目地区における災害公営住宅の建設要請がなされました。これを受け、URは要請を受諾し、災害公営住宅の建設、譲渡を実施することとしました。

これにより、災害公営住宅建設事業が具体的に動き出します。

今回の要請およびその受諾は、平成24年3月10日に締結した東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定（以下、基本協定。）に基づくものです。

2 地区概要

石巻市 大街道西2丁目地区

- ・ 住宅 約20戸 中層（RC造を予定）
- ・ 単身からファミリー向けの集合住宅

- ・ 地区面積 約0.2ha （位置図・区域図 別添1）
- ・ 事業期間 平成24年度～平成26年度

※ URが敷地整備、住宅の建設を行い、石巻市に譲渡します。

3 全体スケジュール

平成 24 年 3 月 10 日	基本協定締結
平成 24 年 6 月 26 日	宮城県からの建設要請 石巻市からの建設要請
平成 24 年度～	災害公営住宅設計、建設
平成 26 年度	完成

4 その他

- ・ 建設要請書(別添 2)
- ・ UR都市機構による震災復興の住まいづくり(別添 3)
- ・ (参考) 東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

○ お問い合わせは下記へお願いします。

石巻市震災復興部基盤整備課長 近江 電話 0225 (95) 1111 (代)

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援局

計画調整第 2 チームリーダー 関本 電話 022 (355) 4531 (代)

石基盤第27号

平成24年6月26日

独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山 潤二 殿

石巻市長 亀山 紘

大街道西二丁目地区の災害公営住宅の建設等について（要請）

本市の行政につきましては、平素から、御理解御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、被災者のための災害公営住宅を緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構において災害公営住宅を建設（これに付帯する業務も含む。以下同じ。）した上で、本市に譲渡していただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり、災害公営住宅の建設及び譲渡に関する計画を示し、その実施を要請します。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 地区の名称 | 大街道西二丁目地区 |
| 2 | 事業区域 | 宮城県石巻市大街道西二丁目1番17、1番224 |
| 3 | 事業の内容 | 独立行政法人都市再生機構法第11条第1項16号による業務（これに附帯する業務を含む） |
| 4 | 住宅の戸数 | 約20戸 |
| 5 | 施行期間 | 平成24年度から平成26年度まで |
| 6 | その他 | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。 |

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

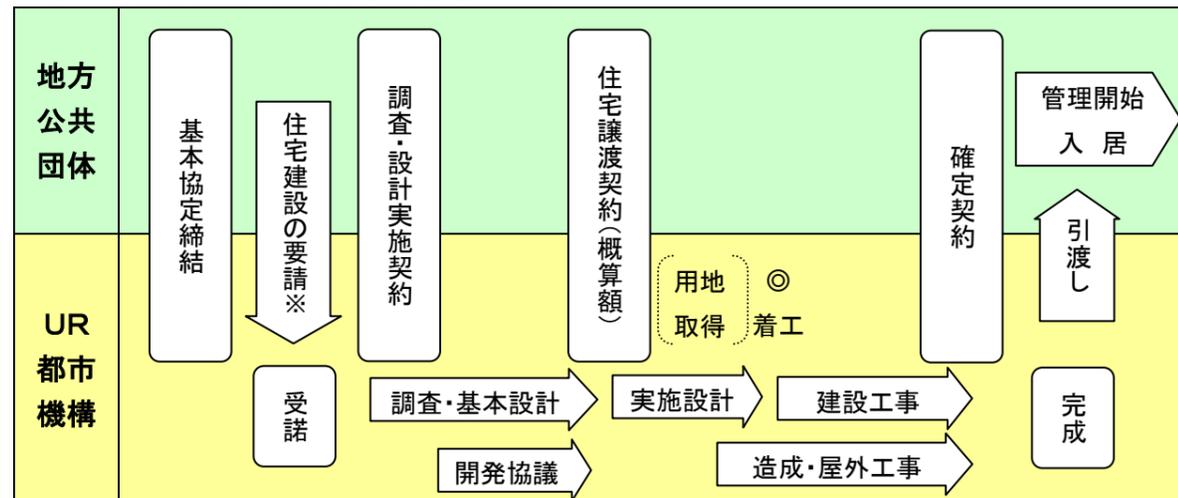
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年4月1日現在)
 - 現地体制は172名(宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局)
 - うち、個別地区の事業化支援のため、次の7市町に専任チームを配置[33名]
 - <岩手県>宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市 <宮城県>南三陸町、女川町、東松島市
 - また、復興整備計画策定等の技術支援のため、次の1県9市町村に職員を派遣[18名]
 - <岩手県>野田村、大槌町、釜石市、大船渡市 <宮城県>気仙沼市、石巻市、名取市
 - <福島県>福島県、新地町、いわき市

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業5地区
 - ・土地区画整理事業4地区
 - ・住宅市街地総合支援事業14地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設を行います。

<お問い合わせ>

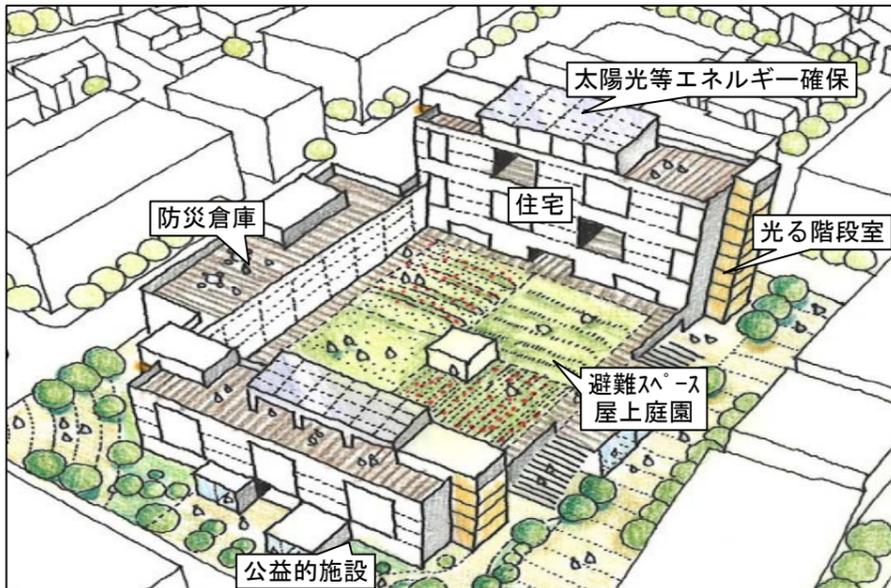
- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
Tel 045-650-0876 Fax 045-650-0366
 - 宮城・福島震災復興支援局 〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 4-6-1 東武仙台第1ビル7階
Tel 022-355-4531 Fax 022-291-8891
 - 岩手震災復興支援局 〒020-0021 岩手県盛岡市中央通 1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル8階
Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



街に、ルネッサンス



UR都市機構



まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

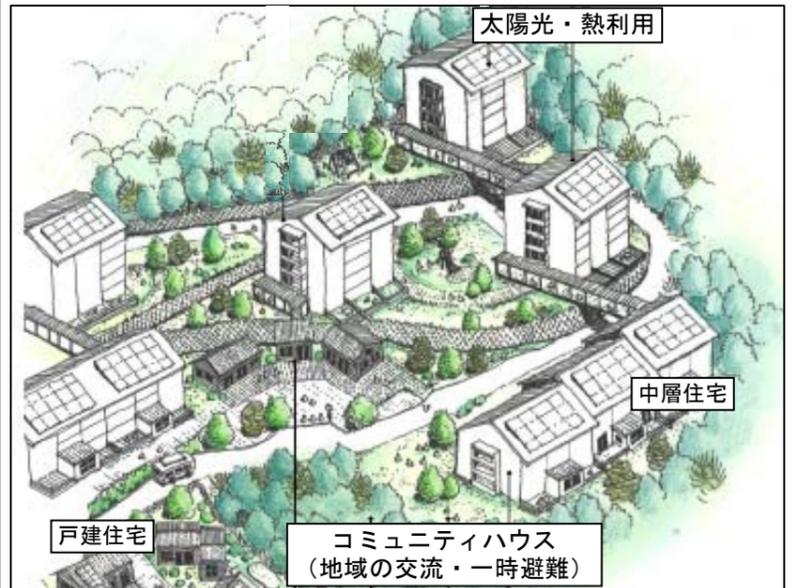
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興の住まいづくり 4つのキーワード

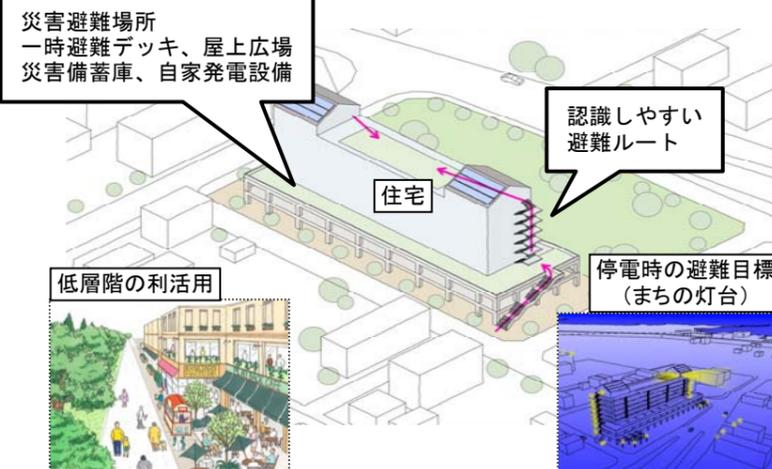
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

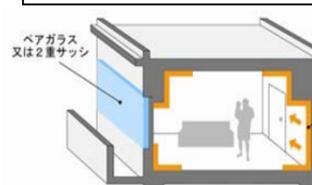
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

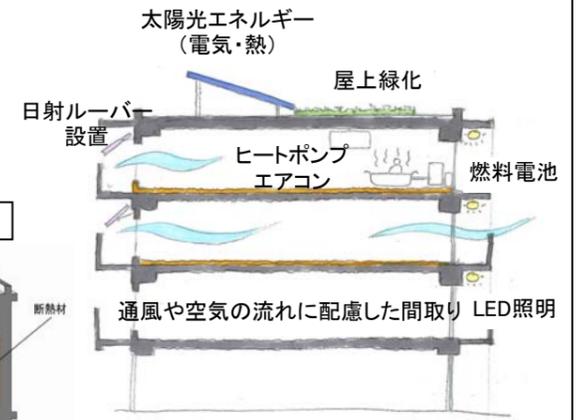
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

東日本大震災における災害公営住宅の整備に係る基本協定

石巻市（以下「甲」という。）及び独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、東日本大震災の被災者の居住の用に供する甲の災害公営住宅（以下「住宅」という。）の整備について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地における早期復興を図るため、甲乙相互に協力して住宅を整備するための基本的な事項を定めることを目的とする。

（住宅の建設用地の選定等及び基本計画の策定）

第2条 甲は、住宅の建設用地（以下「土地」という。）の選定を行うとともに、住宅の戸数、附帯施設の内容、事業期間等を定めた基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとし、乙はこれに協力する。

（甲の要請）

第3条 甲は、基本計画を策定した場合には、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第3項の規定により、乙に対し、これを示して、住宅の建設及び譲渡の業務（次条第2項各号に掲げる業務を含めることができる。）の実施を要請する。

（乙の業務）

第4条 前条の規定による甲の要請があった場合は、乙はこれに誠実に対応するとともに、乙の実施する業務について、甲乙間で協議を行う。

2 乙は、住宅の建設及び譲渡を行うとともに、これに附帯する業務として、次の各号の業務を実施するものとし、前項の協議によりその内容を決定する。

- (1) 土地の取得
- (2) 附帯施設の建設
- (3) その他住宅の建設及び譲渡に必要な業務

（契約締結）

第5条 前条の規定により乙が業務を実施する場合は、甲の議会承認の上、甲乙間で費用負担及び住宅の買取りについての契約を締結する。

（乙の援助）

第6条 乙は、住宅の整備に関し、情報の提供、技術的助言その他必要な援助を行うものとする。

（定めのない事項等）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙間で誠実に協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月10日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号

石巻市長 亀山 紘

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構

理事長 小川 忠男